

広島県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山沼隈線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
福山市水呑町字洗谷北受七〇八〇番一地从先から 福山市水呑町字洗谷北受七〇八〇番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	
	三・五〇〇	九・五〇〇	拡幅
	二〇・〇〇	二〇・〇〇	